平成２４年（フ）第８０２号
兵庫県芦屋市伊勢町５番28―302号、前の住所千葉県木更津市八幡台６丁目３番４号
債務者　大橋勝太郎
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８０４号
兵庫県尼崎市中在家町３丁目406番地シャトル藤202号
債務者　赤枝　栄一
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０号
兵庫県西宮市大畑町７番35―406号
債務者　沖本　　文
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１号
宮崎県延岡市祝子町3421番地14
債務者　甲斐さゆり
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２６７号
長野県上水内郡飯綱町大字平出856番地１
債務者　原田　和善
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
長野県上水内郡飯綱町大字平出856番地１
債務者　原田　君子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６９号
長野市上松５丁目８番12号
債務者　関川　昌子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
兵庫県宝塚市泉町４番22号、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉南１丁目22番９号　202
債務者　お好み焼き「やっこ」こと野村洋一こと　金　　洋一
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３７８号
兵庫県宝塚市泉町４番22号、前住所兵庫県宝塚市安倉南１丁目22番９号　202
債務者　サクラ珠算教室こと野村真由美こと林　　正姫
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３８１号
兵庫県宝塚市泉町25番10号
債務者　木野元一恵こと　権　　一恵
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３８５号
兵庫県伊丹市中央４－１―21、住民票上の住所兵庫県伊丹市堀池３丁目６番10―１号、住民票上の前住所兵庫県宝塚市泉町11番48号水元方
債務者　佐藤　　貴
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１４号
兵庫県伊丹市瑞ケ丘２丁目３番地１コスモハイツ瑞ケ丘Ａ―514号、前住所兵庫県宝塚市泉町25番10号
債務者　木野元あづさ
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第８号
兵庫県尼崎市築地４丁目１番４―503号、前住所兵庫県尼崎市東桜木町38番地川口マンション203号
債務者　春日　君代（旧姓末吉）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８号
兵庫県養父市大塚134番地、前住所兵庫県養父市八鹿町下網場70番地　下網場団地２棟４号室
債務者　津崎　陽裕
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目７番52号
債務者　金本由希夫
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６５５号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　山本　　直
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８７８号
北九州市八幡西区皇后崎町５番11号　皇后崎荘２－Ｃ
債務者　加藤　勝利
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部